

受



国住指第3530号

平成19年12月27日

各関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



構造計算適合性判定業務に係るお願いについて

貴団体におかれましては、日頃、建築行政にご協力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

今回の改正建築基準法の最も重要な部分である構造計算適合性判定に関しては、現在、全国57の指定構造計算適合性判定機関及び都道府県知事（以下、「指定構造計算適合性判定機関等」という）において、建設、設計業を営まれる各社の皆様のご協力により、多くの非常勤の構造計算適合性判定員が業務に参加していただいています。

しかしながら、減少していた建築確認申請が徐々に増加するとともに指定構造計算適合性判定機関等の業務の余力がなくなり、今後、さらに申請が増加した場合には、遅れが生じることにより、円滑な建築活動に支障をもたらすことが懸念されます。

このため、国土交通省としても、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成19年12月17日付け国住指第3425号）において指定構造計算適合性判定機関等の業務の効率化のため単純な構造形式である整形な建築物や比較的小規模な建築物については1名の判定員により審査することとすること、構造計算書における数値の整合性の確認等における判定補助員の積極的活用を行うこと等について技術的助言を通知するなど、判定員が効率的に業務を実施できる体制整備に努めているところです。

このような取り組みと併せ、円滑な業務の実施を確保するためには、貴団体会員各社に勤務されている構造計算適合性判定員候補者名簿に登載されている方等に、さらにご協力をいただくことが必要な状況にあります。

業務御多忙の折と存じますが、円滑な建築活動の確保のため、特に下記の点についてご配慮いただき、建築確認の円滑な実施に引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 各社に勤務されている構造計算適合性判定員候補者名簿に登載されている方で、未だ指定構造計算適合性判定機関等と契約を行っていただいていない方については、積極的な契約をお願いいたします。
2. すでに、ご契約をいただいている構造計算適合性判定員の方についても、勤務日数の増加、勤務日を一定期間に集中するなど判定の実情に併せた柔軟な勤務時間の確保等の対応をお願いいたします。